

重大事故とは、次のものをいいます。

(1) 転 覆

自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき

(2) 転 落

自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき

(3) 火 災

自動車または積載物に火災が生じたとき

(4) 踏 切

踏切において、鉄道と衝突、または接触したとき

(5) 死 傷

死者(事故発生後24時間以内に死亡したもの)または重傷者(自動車損害賠償法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害)を生じたとき

(6) 危険物等

次の積載物の全部または一部が飛散または漏えいしたとき

- ・ 消防法第2条第7項に規定する危険物
- ・ 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
- ・ 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
- ・ 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれにより汚染された物
- ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれにより汚染された物
- ・ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
- ・ 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する可燃物

(7) 車 内

操縦装置または乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客に傷害(自動車損害賠償法施行令第5条第4号に掲げる傷害)が生じたとき

(8) 健康起因

運転者の疾病により運行できなくなったとき

(9) 車両故障

自動車の装置の故障により運行できなくなったとき

(10) 国土交通大臣が報告を指示したもの

- ・ 20人以上の軽傷者を生じたとき
- ・ 鉄道の運行を3時間以上停止させたとき
- ・ 高速道路等を3時間以上通行止めにしたとき
- ・ 10台以上の多重事故を生じたとき
- ・ 飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、薬物の乱用、居眠り等悪質な法令違反により事故を生じたとき
- ・ 車輪脱落、トレーラーの離脱等の故障を生じたとき